

1. 今ならお得？ キャリアアップ助成金

人手不足が叫ばれる昨今、パートやアルバイトの正社員化をお考えの方もいらっしゃるかもしれません。今回はそのために使える助成金をご紹介します。①キャリアアップ助成金(正規雇用等転換コース)と②東京都正規雇用転換推進助成金です。

いずれの助成金も、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用の労働者を正規雇用等に転換した場合に受給できる助成金です。②は東京都限定となりますが①に加えて受給することができます。

もちろん、採用後すぐに助成金の対象となるといったことはなく、6か月以上の雇用期間が必要となります。また、転換した後も、引き続き6か月以上雇用している(きちんと賃金を支払っている)必要があります。

なお、この助成金を受給できるのは雇用保険適用事業主に限られますが、パートやアルバイトといった労働者の待遇改善をお考えの場合は受給できるかもしれませんので、詳細はお問い合わせください。

支給額		
区分	①	②
有期から正規への転換 又は直接雇用	50万円	50万円
有期から無期への転換 又は直接雇用	20万円	20万円
無期から正規への転換 又は直接雇用	30万円	30万円

2. さらにもう一度！マイナンバー収集のおさらい

マイナンバー通知カードの郵送が当初の予定よりやや遅れ、11月から12月初旬にかけて(一部自治体では12月20日が配達完了予定)となりました。届いたというご報告がようやくと大部分となり、マイナンバーへの関与が現実になった頃と思います。ここで、マイナンバーの収集について、やや詳細の部分も含め改めて押さえておきましょう。もう既に収集されている企業様では、来年以降入社される方へのご対応のためにも改めてご確認頂ければと思います。

□ 収集の際には「利用目的」を明示すること。

マイナンバーの利用は社会保障、税(と災害対策)に限定されており、これらについて明示する必要があります。フォーマットなどを従業員の方々に渡してマイナンバー収集を行う場合は、これがなされているか(書類の提示や社内LANの通知)ご注意ください。なお、利用目的に対しての本人の同意を得ることまでは必要とされておりません。

□ 被扶養配偶者に関しては「委任状」も必要。

従業員から取得するマイナンバーには扶養親族(あくまで社会保障・税における扶養親族であることを要します)に係るものもあり、この場合には扶養親族への利用目的の明示も必要ですが、国民年金第3号被保険者である被扶養配偶者については、本来、その配偶者本人が事業者へ直接提出するところを従業員が行うこととなるため、この場合には委任状など従業員の代理権を確認できる書類の提出が併せて必要となることに注意が必要です。

□ 本人確認(番号確認+身元確認)の書類のコピーは保管してもよい。

なお、従業員本人のマイナンバー提供では、採用時に運転免許証等による確認を行うなど(履歴書のみは不十分)本人であることが相違なければ、身元確認は不要としてもよいです。

□ 紙ベースのフォーマットで収集するときもきちんと手順を踏んでおくこと。

提出先(担当者)は明確に、封かんなど機密性のある状態で受け取る。



あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 3-38-4
三鷹産業プラザ 307
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

● 編集後記 ●

パンケーキブームから2年程経っていますが相変わらずの人気。先日、表参道の有名店「カフェ・カイラ」に朝8時から並びました。昔ほどの行列ではなかったものの、まああの繁盛ぶり。並ぶだけでも疲れたけど、いざ注文する際にも、「ドレッシングは？中に入れるお肉はどれ？チーズは？ソースは何にしますか？」と選択肢が。美味しかったのですが、決断をあれこれ迫られて少々疲れました。最近はこのスタイルが主流なのでしょうか??(秋山)